

# 公益財団法人ソーシャルサービス協会

## 第22回 みなし評議員会（文書及び電話による確認）議事録

開催日 2020年（令和2年）3月23日（月）

※内閣府が令和2年3月19日に発出した「【更新】新型コロナウイルス感染症への対応について」などを  
受けて時局を検検討した結果、流行につき、みなし評議員会（文書及び電話による確認）とする

### 評議員

猪野保正 高木哲次 廣瀬肇 福富保名 宮本禮二郎

### 【1】. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

#### 第1号議案 議事録署名人の選出の件

（みなしにつき無し）

#### 第2号議案 第21回評議員会以降、第31回理事会等近々の報告の件

神田理事長より、理事会フォロー案件、常勤役員報酬規程の変更の提案がされた。

#### 2. フォロー案件

##### 1) 「働き方改革」に対応して

・有給休暇の件……………アンケート

##### 2) 出張・日当等の手当について（2020年度4月より実施）

① 一日の場合 3,300円

② 一泊二日の場合 5,000円

##### 3) あらたな中長期計画の検討のための委員会の立ち上げ

・「面白味のある計画」

・2021年6月～2026年6月

・メンバー……………

#### 3. 常勤役員報酬規程の変更

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬総額 210万円の範囲内で、理事会の承認を得て決定するものとする。

↓ 変更

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬総額 310万円の範囲内で、理事会の承認を得て決定するものとする。

#### ◆具体化（2020年度4月より実施）

##### ① 常勤役員について

現在 210万円から 270万円内に

常務理事（月12万円+理事長（月10万円））=144+120=264万円とする

##### ② 非常勤役員について

理事、評議員の場合、年間3万円の報酬とする。監事は5万円とする。

理事4人、評議員5人=27万円

監事2人 =10万円

合計 37万円

※これまでの3,300円の日当はやめる。交通費は別途実費支給。

年度末の支給とする。

以上、第2号議案についての議決がされた。

反対……………0

保留……………1（福富）

賛成……………4

### 第3号議案 2019年度第3四半期のまとめの件

濱田常務理事より、2019年度第3四半期のまとめの件について提案がされた。

第3四半期の結果は上半期の到達からは大きく改善している。赤字額▲1,990万円はワークセンターの退職積立金1,924万円のあらたな計上が大きなウエイトを占めている。第3四半期を終えて全事業所に共通した課題としてあるのは、利益の確保。2019年度は9カ月を経過して収入は予算に+1,853万円超過確保したが、支出が予算に+4,349万円（含むワークの退職積み立て）と大きく超過している。利益を確保するためには支出管理が課題となっている。

以上、第3号議案についての議決がされた。

反対……………0 保留……………0 賛成……………5

### 第4号議案 2020年度の事業計画（案）の件

濱田常務理事より、2020年度事業計画（案）の件について提案がされた。

◆清掃事業を通じて高齢者の就労を促進する。

今年度収益予算は、4,714万円。

◆無料職業紹介事業及び職業訓練事業を含む生活困窮者への就労支援事業

今年度収益予算では約2,874万円。

◆高齢者の就労の確保に向けた介護事業の展開

今年度収益予算では16,496万円。

◆生活困窮者に対する支援事業

今年度収益予算は約5,800万円。

◆賃貸業としてユニオンコーポ

今年度収益予算は約930万円。

◆障がい者関係諸事業のほか、職業訓練、ホームページ作成など

今年度収益予算は約1,560万円。

以上、第4号議案についての議決がされた。

反対……………0 保留……………0 賛成……………5

## 第5号議案 2020年度の予算（案）の件

濱田常務理事より、2020年度予算（案）の件について提案がされた。

### ◆予算作成にあたっての「必要利益」の提案（2019年11月1～2日 全国所長会議）

必要利益はいくらか？（法人全体では）

給与アップ	300万円（常勤39人、非常勤100人）
設備投資資金	600万円（ITセンターのPC入れ替え）
将来の投資への蓄積	100万円

計 1,000万円

◎各事業所提出の2020年予算（案）の集計結果は

### ◆各事業所の集計

2020年予算（案）			(万円)
	収入	支出	利益目標
1 旭川事業所	90	114	-24
2 仙台事業所	1,466	1,514	-48
3 ITセンター	4,434	4,367	68
4 ワークセンター	9,800	9,023	777
5 京都事業所	12,090	11,945	145
6 田川事業所	624	639	-16
7 都城事業所	2,940	2,796	144
8 本部	930	1255	-285
計	32,374	31,653	721

集計結果は、必要利益1,000万円に対し、721万円となった

・2020年度予算	収入	32,374万円（前年予算は30,839万円）
	支出	<u>31,653万円（前年予算は29,699万円）</u>
	計	721万円

2020年度の剰余目標を721万円とする

以上、第5号議案についての議決がされた。

反対……………0 保留……………0 賛成……………5

## 第6号議案 宮若事業所閉鎖の件

神田理事長より、宮若事業所の閉鎖について提案がされた。

提案：宮若事業所を2020年（令和2年）3月31日付で閉鎖する

理由：事業所は、市との随意契約で公園の清掃業務は長く年間190万円弱の受注でしたが、2018年度から市財政の逼迫を理由に費用削減で収入が半減しました。仕事が入れば、近辺で農業を営んでいて昔、開発就労事業で一緒にやっていた人たちの中から、適切な人を数人呼び出して業務を遂行していました。所長は高齢（78歳）で「自分が動けなくなったら事業所は継続できない。後継者を見出すのが困難な状況」です。

2019年度早々に本部より事業改善の指摘を受け、改善対策を行おうとしましたが、仁尾事業所長が2019年、病気により3回手術を行うなど体調不良により業務継続が困難になりました。また、事業を継続する人もいない現状では、事業閉鎖を行うしかないとの判断に至りました。残念ですが、2020年3月末で閉鎖することにしました。

以上、第6号議案についての議決がされた。

反対……………0 保留……………0 賛成……………5

## 第7号議案 定款変更の件（宮若事業所の閉鎖に伴い）

神田理事長より、宮若事業所の閉鎖に伴う定款変更が提案がされた。

閉鎖する事業所と閉鎖する日

① 宮若事業所の閉鎖 閉鎖日 2020年（令和2年）3月31日

福岡県宮若市大字本城428番地1

定款変更日 2020年（令和2年）4月1日

<定款>

変更前	変更後
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。</p> <p>(1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46</p> <p>(2) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号</p> <p>(3) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階</p> <p>(4) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地</p> <p>(5) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48</p> <p>(6) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号</p> <p>(7) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1</p> <p>(8) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。</p> <p>(1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46</p> <p>(2) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号</p> <p>(3) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階</p> <p>(4) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地</p> <p>(5) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48</p> <p>(6) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号</p> <p>(7) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1</p>

以上、第7議案についての議決がされた。

反対……………0 保留……………0 賛成……………5

## 第8号議案 第23回評議員会開催の件

濱田常務理事より、第23回評議員会開催の件について提案がされた。

予定 2020年（令和2年）6月26日（金）午後1：00～

以上、第8議案についての議決がされた。

反対……………0 保留……………0 賛成……………5

以上

### 【2】. 評議員会の決議があったものとみなされた日

2020年（令和2年）3月23日

### 【3】. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 濱田 茂

なお、各評議員の同意書の書面は、別紙のとおり。

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び定款第23条の規定にもとづく提案について、評議員全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかったため、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2020年（令和2年）3月23日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

代表理事 神田 豊和 印

理事 濱田 茂 印